

協 定 書

寝屋川市（以下「甲」という。）と大阪電気通信大学（以下「乙」という。）の二者は、乙の学生の甲でのインターンシップ実習受入れについて、次のとおり協定するものとする。

（受入）

第1条 甲は第3条の規定により乙が選抜した学生を受入れ、当該学生に対し、甲の業務の一部について就業体験実習をさせるものとする。

第2条 前条の規定に基づき甲が受入れる乙の学生の人数は、甲・乙協議して決定するものとする。

（学生の選抜）

第3条 乙は、甲でのインターンシップ実習を希望する学生（乙の健康スポーツ科学科所属）に対して然るべき学内選抜の手続きを行い、甲に受入れを依頼する学生を選抜するものとする。

第4条 乙は、前条の規定により甲に受入れを依頼する学生（以下「派遣学生」という。）を選抜したときは、甲に報告するものとする。

（実習期間等）

第5条 甲が乙の派遣学生を受け入れる期間（以下「実習期間」という。）は、2023年7月31日から2023年8月4日において、概ね40時間を基準として、甲・乙協議の上定めるものとする。

第6条 実習期間の他、甲における就業体験実習の内容・実習時間・服務・配置部署等は、甲・乙協議の上定めるものとする。

（受入れ条件）

第7条 乙は甲に対して派遣学生への賃金・給与その他の金品の支給を要求しないものとする。

第8条 乙は、実習期間中に乙の派遣学生の質により生じた事故等により甲及び第三者が受けた損害並びに当該派遣学生が受けた損害などについてすべての責任を負うものとし、甲は当該事故等について何らの責任を負わないものとする。ただし、甲の質に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

第9条 乙は前条の事故等に備えるため、乙の責任において派遣学生に傷害保険、賠償責任保険に加入をさせる。また、誓約書を乙の派遣学生に作成させ、甲に提出させなければならない。

（担当責任者の選任）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく派遣学生の就業体験実習に関し、それぞれ担当責任者を定め、二者間で周知するものとする。

（実習担当者の選任と評価の報告）

第11条 甲は前条の担当責任者の他、派遣学生の指導及び助言にあたる実習担当者を選任するものとする。担当責任者と実習担当者は兼任を妨げない。

第12条 甲は実習期間終了後、乙所定のインターンシップ実習評価票により乙の派遣学生の評価を行い、その結果を乙に報告するものとする。甲は乙の派遣学生に対して、実習報告書の提出を求めることができるものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、派遣学生に対し、派遣学生が甲の指導、指示に従い、甲の服務規程を遵守するよう指導する。また、乙は、実習期間中はもとより実習期間終了後においても知り得た甲の個人情報等を一切他に提供、開示又は漏洩することがないように守秘義務を負うものとし、乙の派遣学生に対しても、同様の守秘義務を負わせ、かつ、その旨を誓約する誓約書を提出させるものとする。

（受入の取りやめ）

第14条 甲は次のいずれかの事由に該当するときは、乙と協議の上、乙の派遣学生の受入れを取りやめることができるものとする。

1. 災害その他やむを得ない事由により、甲が派遣学生の受入れを継続することができないと認められるとき。
2. 乙がこの協定に規定する条項に違反したとき又は乙の派遣学生が実習担当者の指導、助言に従わないなど甲において当該派遣学生の実習受入れを不適切と判断したとき。

（疑義の解決）

第15条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月24日

甲 大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市 市長 広瀬 慶輔



乙 大阪府寝屋川市初町1.8番8号
大阪電気通信大学 学長 塩田 邦成

